

一宮市私道敷への公共下水道布設要綱

(平成29年10月1日改正)

一宮市私道敷への公共下水道布設要綱

(目的)

第1条 この要綱は、私道の用に供されている敷地（以下「私道敷」という。）に公共下水道を布設し、もって私道のみ面に面した建物の排水設備の設置及び水洗便所への改造の普及の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「私道」とは不特定又は多数の者が通行に利用している私有地で、明らかに道路としての形態を有し、かつ、その少なくとも一端部が道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（以下「公道」という。）に接続しているものをいう。

(適用の範囲)

第3条 公共下水道を設置することができる私道は、次の各号に掲げるすべての条件を備えるものとする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により受けた許可に基づき設置された道路、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定するもの又は幅員がおおむね1.5メートル以上である私道で、公共下水道の布設工事及び管理に支障がないと認められるもの。

(2) 私道が接続する公道部分へ布設された公共下水道の供用開始の日以前に、第4条の申請に係る私道の全部又は一部が私道として既に使用されており、当該公共下水道の供用開始後3年以内のもの。

(3) 私道敷が当該私道敷に隣接する私道敷以外の土地とは独立して保存登記がなされているもの。

(4) その所有者の異なる建物で公道に面していないものが、当該私道に2戸以上面していること。

(5) 前号の家屋の所有者の半数以上の者が、当該私道敷への公共下水道布設後、かつ、当該私道敷の公共下水道供用開始後、可能な限り早い時期に排水設備を公共下水道と接続すること。

(6) 当該私道敷すべての所有者が、次に掲げる条件を承諾しているもの。

ア 公共下水道の布設された私道敷を一宮市（以下「市」という。）が公共下水道の管理のために無償で使用すること。

イ 私道敷に係る公租公課は、当該私道敷の所有者の負担とすること。

ウ 私道敷の所有者が私道敷に布設された公共下水道（以下「私道敷公共下水道」という。）の撤去を申し出た場合は、一宮市水道事業等管理者（以下「管理者」という。）の承認を得たうえ、当該撤去を申し出た私道敷の所有者において、当該私道敷公共下水道のすべての使用者から当該撤去についての承諾を得、かつ、代替施設を補償すること。

エ 当該私道敷公共下水道布設後に新たな取付管設置申込みがあった場合において、当該私道敷すべての所有者は、当該私道敷を使用することを拒まないこと。

オ エに掲げる当該私道敷公共下水道への新たな取付管設置工事に係る費用は取付管設置申込者が負担すること。

カ 当該私道敷所有者が、私道敷公共下水道の全部又は一部を廃止する場合は、管理者の承認を得たうえで、当該廃止に係る部分の市が算定する私道敷公共下水道の残存価格を市に支払うとともに、当該廃止後の私道敷公共下水道の撤去、その他の処理についてもこれらの者の責任と負担において行うこと。

キ 私道敷の所有権を第三者に譲渡し、又は当該私道敷に新たに制限物権その他の権利を設定する場合は、当該譲受人又は新たに権利を取得した者に、アからカまでの条件を承諾させること。

2 前項各号の規定にかかわらず、国、地方公共団体、公社、公団その他の法人の所有する建物からの汚水のみを排水することとなる私道については、管理者が必要と認める場合を除き、公共下

水道を布設しない。

(申 請)

第4条 私道に公共下水道の布設を希望する者は、1名の代表者を定め、私道敷公共下水道布設申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添付し、管理者に申請しなければならない。

- (1) 私道敷公共下水道布設希望申請者名簿(様式第2)
- (2) 私道敷の位置図及び土地所有者の区画図(様式第3)
- (3) 私道敷公共下水道布設承諾書(様式第4)
- (4) 私道敷公共下水道への接続確約書(様式第5)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(布設の決定)

第5条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査して布設の可否を決定し、私道敷公共下水道布設決定書(様式第6)により通知しなければならない。

(布設費用の負担)

第6条 市は、前条の規定により私道敷公共下水道の布設を可とした場合は、私道敷への公共下水道布設に要する費用を負担する。ただし、私道敷公共下水道布設に伴い支障となる他の物件の移設に係る費用は、申請者の負担によるものとする。

(管 理)

第7条 私道敷の所有者は、市が行う私道敷公共下水道の管理に支障がないよう協力しなければならない。

(事情変更)

第8条 私道敷の所有者は、当該私道の現況を変更しようとするときは、あらかじめ管理者と協議し、その指示を受けなければならない。

(市以外の者が私道に布設した公共下水道)

第9条 市以外の者が私道に布設した下水道のうち、次のすべての条件を満たすものは、規定により設置された私道敷公共下水道とみなす。

- (1) 公共下水道としての市の技術上の基準を満たしているもの。
- (2) 第3条第1項各号(第2号及び第4号を除く)の条件を満たすもの。
- (3) 当該公共下水道が市に無償で譲渡されたもの。

(市の行う他の事務・事業との関係)

第10条 私道敷は、私道敷公共下水道(前条の規定により私道敷公共下水道とみなされたものを含む。)が布設されていることをもって、直ちに市の行う他の事務・事業において、公道としての取扱いを受けるものではないものとする。

(雑 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、私道敷公共下水道の布設及び管理に必要な事項は、別に定めるもののほか、公道に布設する公共下水道の例による。

付 則

この要綱は、平成8年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 既に供用開始している土地において、平成32年9月30日まで、なお従前の例による。